

### 第3回福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会

#### 議事録

日 時：令和8年2月10日（火）15:00～16:00

場 所：杉妻会館 4階 牡丹

出席者：＜委員50音順、敬称略＞

大北全俊、栗山進一、郡山千早、齊藤道也、渡邊大

事務局等担当者：＜福島県＞

保健福祉部次長（健康衛生担当） 玉川啓

保健福祉部県民健康調査課長 植田浩一

県民健康調査課主幹兼副課長 菅野誠

#### 菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第3回福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会を開催いたします。

初めに、本日の審査会の概要及びこれまでの経過について御説明いたします。

調査情報の提供につきましては、制度を本格施行した場合に発生し得る問題を把握し、改善につなげることを目的に、モデルケースとして一連の手続を行っているところです。このモデルケースについて、令和7年の2月から3月にかけて、2回の審査会を開催し、その後、提供用データの調整、抽出を経て、令和7年10月にデータ提供を決定いたしました。

その後、申請者であります近畿大学医学部、今野弘規教授から、所属大学のキャンパス移転に伴い、データ利用・保管場所が変更となる旨の申請がありました。

本日の審査会は、この変更申請に関する審査を行い、その結果を知事に御提出いただきます。また、提出いただきました審査結果を基に、県として変更申請の可否を判断することとなります。

なお、本日は5名の委員の方全員に御出席をいただいております。本審査会設置要綱第5条第3項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

議事に先立ちまして、このたび審査会の委員におかれましては、任期満了に伴い改選が行われましたので、事務局から改めて委員の皆様を御紹介させていただきます。

#### 植田浩一 県民健康調査課長

県民健康調査課長の植田と申します。本日はよろしく御願いいたします。

審査会の委員につきましては、審査会設置要綱第3条において、審査会は、

委員5人以内で組織し、疫学、法律、医療倫理その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱すると定められており、専門的知見を有する関係機関・団体の推薦により御就任いただいております。

任期は、令和7年6月15日から2年間となります。前任期から引き続き、皆様方にはお引受けいただいたところでございますが、改めまして、お配りしております出席者名簿に従いまして御紹介させていただきたいと思っております。

初めに、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科医療文化学講座教授の大北全俊委員です。本日はウェブでの出席となります。

次に、国立大学法人東北大学災害科学国際研究所所長で災害公衆衛生学分野教授の栗山進一委員でございます。

次に、国立大学法人鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授の郡山千早委員です。本日はウェブでの出席となります。

次に、一般社団法人福島県医師会副会長の齊藤道也委員です。本日はウェブでの出席となります。

次に、福島県弁護士会の渡邊大委員です。

委員の皆様の御紹介は以上です。よろしく願いいたします。

#### 菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

続きまして、福島県保健福祉部次長の玉川より御挨拶申し上げます。

#### 玉川啓 保健福祉部次長

福島県保健福祉部次長の玉川でございます。

第3回福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本審査会につきまして、皆様に引き続き委員をお引受けいただきましたこと、また、本日も御多忙のところ御出席をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

県民健康調査情報の提供につきましては、現在、制度検証を行っているところであり、本審査会は今回で3回目の開催となります。実施に当たりましては、個人情報保護に最大限配慮をし、また提供に関する審査基準等の策定や試行期間における課題の把握などにより、適切に運用していく必要があるとされているところであります。

本日は、従来より審査いただいている案件の変更申請に係る審査をお願いするものでありますが、本格実施に向けた制度検証の面において、委員の皆様の専門的見地からの御意見、御見解は大変貴重なものと考えております。

本格実施に向けた取組は今後も続きますが、皆様には引き続き御支援を賜り

ますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

本日は、委員改選後最初の審査会でありますので、議事に入る前に委員長の選出を行います。

本審査会設置要綱第4条第1項に、審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定されております。委員長選出のため、一時的に仮の議長を置くこととなりますが、福島県保健福祉部次長が仮議長を務め、進行させていただきます。それでは、玉川次長、お願いいいたします。

玉川啓 保健福祉部次長

それでは、委員長選任まで仮議長を務めさせていただきます。

ただいまの説明のとおり、設置要綱第4条第1項によりまして、委員長は委員の互選により定めるとなっております。まず、御提案はございますでしょうか。郡山委員、お願いいいたします。

郡山千早 委員

私のほうからは、前期も委員長をお務めいただきました、東北大学の栗山委員にお願いしたいと思います。

玉川啓 保健福祉部次長

御発言ありがとうございます。ただいま郡山委員より、栗山委員という御推薦がございましたが、ほかに御提案などはございますでしょうか。

ありがとうございます。出席の方から異議なしというお声もありますが、栗山委員御自身から御意見などはございますでしょうか。

栗山進一 委員

分かりました。

玉川啓 保健福祉部次長

栗山委員からも、今ほどのとおり、御承諾をいただきましたので、それでは栗山委員に委員長をお務めいただくことでよろしいでしょうか。

皆様から御同意をいただきましたので、栗山委員に委員長をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして、仮議長の役目を終了させていただきます。どうもありが

とうございました。

菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

議長につきましては、本審査会設置要綱により、委員長が務めることとなっております。

栗山委員、委員長席にて進行をよろしくお願いいたします。

栗山進一 議長

改めまして、栗山でございます。先生方から御推薦いただきまして、慎んでお務めさせていただきたいかと存じます。

まず最初に、前回もお話申し上げましたが、福島県県民健康調査と、その調査情報というのは非常に重要なものでございまして、まず何よりも福島県県民の皆様健康状態がどういう状態にあってと、そのことによって、もし今、何かできることがあれば、さらに将来にわたって何かをすべきであるというようなことを明らかにする、それを科学的に明らかにする、これは非常に重要なこととございます。ですので、研究者の皆様方には、もう可能な限り存分に使っていただくという方向性がございます。

一方で、やはり非常に重要な、さらに機微に触れるような情報もございますので、何でもかんでも使っていいというわけではございません。どういう目的で、何を明らかにしようとしていて、かつどういったデータを保管して、どこに保管をして、どういった方法で解析するのか、またその解析される方がどういう方であるのかとか、そういったことを総合的に検討して、最終的に本審査会で、じゃ使っていただきましょうということをお出しする。

ですので、非常に多く使っていただいて、多くの科学的知見を出すという方向性と、やっぱりそこには一つのブレーキというようなもの、慎重に扱わなければいけない、その辺のバランスをどう取るかというのを、ぜひ先生方としっかりと御議論させていただきたいなというところでございます。2年間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、本審査会設置要綱第4条第3項によりまして、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するとされてございます。

私としては、郡山委員にお務めいただきたいなと、指名したいなと思っておりますが、郡山委員、いかがでしょうか、お引受けいただけますでしょうか。

郡山千早 委員

承知いたしました。それでは、務めさせていただきます。

栗山進一 議長

どうぞよろしく願いいたします。

次に、議事録の署名人という方の指名も必要でございます。本審査会運営要領第4条により、議長が2名の議事録署名人を指名するとなっております。

今回は、齊藤委員と渡邊委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

齊藤道也 委員、渡邊大 委員

はい、承知しました。

栗山進一 議長

ありがとうございます。では、どうぞよろしく願いいたします。

では、議事に入りたいと存じますが、よろしいでしょうか。

菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

では、ここで事務局のほうから御連絡をいたします。

ここからの審査につきましては、個別研究に関する審査となります。冒頭にも申し上げましたが、研究者の知的財産権の保護等の観点から非公開といたします。報道関係の皆様、傍聴の皆様は、御退室くださるようお願いいたします。

また、次長の玉川におきましては、公務の都合上、ここで退席とさせていただきます。

(以降、個別審査のため非公開)